

## 建築士は定期講習の受講が義務付けられています

### 一級・二級・木造建築士の場合

**建築士事務所に所属する全ての建築士は、3年以内ごとに講習を受けなければなりません。**

#### 【受講期限の考え方】

- ① 新たに建築士試験に合格した者又は講習受講経験者は、3年経過した後の3月31日が受講期限です。

試験合格年度	翌年度	2年度目	3年度目の3月31日が
講習受講年度			受講期限

- ② 建築士試験の合格年度の翌年度の開始日から3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合は、遅滞なく受講しなければなりません。
- ③ 建築士事務所に所属しなくなった後、直近の定期講習日が属する年度の翌年度の開始日から3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合は、遅滞なく受講しなければなりません。

講習受講	翌年度	2年度目	3年度目	4年度目の4月1日以降に事務所に所属
年度	事務所離職			遅滞なく受講

### 構造設計・設備設計一級建築士の場合

**建築士事務所に所属していない場合も、3年以内ごとに講習を受けなければなりません。**

受講しない場合は、**戒告（悪質な場合は、業務停止2月）**の懲戒処分になります。

この処分を管理建築士が受けた場合は、建築士事務所の**開設者も処分**の対象になります。

## 講習は国土交通大臣の登録機関に申込みください

※山形県又は隣県で講習を開催している機関のみ記載しています。

登録機関名	実施している講習	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター  <b>【県内問合せ先】</b> (一社)山形県建築士会 TEL023-643-4568 (一社)山形県建築士事務所協会 TEL023-615-4739	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	<a href="http://www.jaeic.or.jp/">http://www.jaeic.or.jp/</a>  <a href="http://www.yamagata-ken.org/">http://www.yamagata-ken.org/</a>  <a href="http://www.yao.or.jp/">http://www.yao.or.jp/</a>
(株)日建学院	一級、二級	<a href="http://www.nik-g.com/">http://www.nik-g.com/</a>
(株)総合資格学院法定講習センター	一級、二級	<a href="http://www.shikaku-center.jp/">http://www.shikaku-center.jp/</a>
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	<a href="http://www.bvjc.com/">http://www.bvjc.com/</a>
(株)ERIアカデミー	一級、二級	<a href="http://www.a-eri.co.jp/">http://www.a-eri.co.jp/</a>